



# 熊本県公報

第13507号  
令和8年(2026年)  
2月6日(金)  
(毎週火・金発行)

## 目次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(〃)	2
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(〃)	3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院)の所在地変更	(障がい者支援課)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新	(〃)	4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(〃)	5
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課)	5
○道路の区域変更	(道路保全課)	5
○道路の区域変更	(〃)	6

### 公 告

○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(森林整備課)	6
○県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定	(自然保護課)	6
○県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除	(〃)	7
○肥料登録	(農業技術課)	7
○大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(原案)に関する公聴会の開催	(都市計画課)	7
○公共測量の終了	(監理課)	8
○公共測量の終了	(〃)	9
○熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る都市計画の案の縦覧	(都市計画課)	9
○熊本都市計画区分の変更に伴う案の縦覧	(〃)	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	10
○長洲港港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催	(港湾課)	10

### 登 載 依 頼

○令和7年度(2025年度)熊本・上益城地域保健医療推進協議会の開催	(熊本・上益城地域保健医療推進協議会)	13
○熊本県国土利用計画審議会の開催	(国土利用計画審議会)	14

## 告 示

### 熊本県告示第109号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアメイト	株式会社ケアメイト	人吉市下原田町字瓜生田1109	令和8年(2026年)2月1日	福祉用具貸与

株式会社ケアメイト	株式会社ケアメイト	人吉市下原田町字瓜生田1109	令和8年(2026年)2月1日	特定福祉用具販売
-----------	-----------	-----------------	-----------------	----------

**熊本県告示第110号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアメイト	株式会社ケアメイト	人吉市下原田町字瓜生田1109	令和8年(2026年)2月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ケアメイト	株式会社ケアメイト	人吉市下原田町字瓜生田1109	令和8年(2026年)2月1日	特定介護予防福祉用具販売

**熊本県告示第111号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社Sand K 熊本市東区健軍一丁目37番6号	定期巡回サービス グッドファイブ 熊本市中央区南熊本二丁目8番7号	431100488	令和8年(2026年)1月28日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**熊本県告示第112号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社Sand K 熊本市東区健軍一丁目37番6号	定期巡回サービス グッドファイブ 熊本市中央区南熊本二丁目8番7号	431100488	令和8年(2026年)1月28日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**熊本県告示第113号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に

より登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社 S a n d K 熊本市東区健軍一丁目37番6号	有料老人ホーム メディケア癒やしDX京町台 熊本市西区津浦町4番13号	431100489	令和8年(2026年)1月28日	有料老人ホーム

#### 熊本県告示第114号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社 S a n d K 熊本市東区健軍一丁目37番6号	有料老人ホーム メディケア癒やしDX京町台 熊本市西区津浦町4番13号	431100489	令和8年(2026年)1月28日	有料老人ホーム

#### 熊本県告示第115号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社 S a n d K 熊本市東区健軍一丁目37番6号	有料老人ホーム メディケア癒やしDX花園 熊本市西区花園一丁目12番8号	431100490	令和8年(2026年)1月28日	有料老人ホーム

#### 熊本県告示第116号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社 S a n d K 熊本市東区健軍一丁目37番6号	有料老人ホーム メディケア癒やしDX花園 熊本市西区花園一丁目12番8号	431100490	令和8年(2026年)1月28日	有料老人ホーム

**熊本県告示第117号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字奥野字不易1549番1  
 2 指定の目的 土砂の流出の防備  
 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第118号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人谷田会	通所介護サービス きりん	上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮469番地1	令和8年（2026年）2月1日	通所介護

**熊本県告示第119号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県知事 木村 敬

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション mont-もん	医療機関の所在地変更	八代市鏡町鏡村1103-1	八代市麦島西町8-11	令和7年（2025年）12月22日
訪問看護ステーション湯の郷てんすい	医療機関の所在地変更	玉名市高瀬223-3 グッドシーズン 高瀬3階	玉名市高瀬100番地1 ハイランドG E 202号室	令和8年（2026年）1月1日

**熊本県告示第120号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県知事 木村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ハニー薬局 山鹿市熊入町315番地	令和8年（2026年）2月1日
西本真生堂薬局 御代志店	令和8年（2026年）2月

合志市御代志字高良木468番地3 アンビー中央薬局 合志市竹迫2292	1日 令和8年(2026年)2月 1日
ウイング薬局 宇城市松橋町きらら一丁目6番8号	令和8年(2026年)2月 1日
はなぞの調剤薬局 八代市花園町5-8	令和8年(2026年)2月 1日
訪問看護ステーション パンダ 玉名郡南関町関村1252番地1	令和8年(2026年)2月 1日
訪問看護ステーション なないろ 球磨郡あさぎり町上東1934番地2	令和8年(2026年)2月 1日

**熊本県告示第121号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児発home すくすく 菊池郡菊陽町 津久礼211 3-15	株式会社Y o u r E d g e 大阪府柏原 市玉手町1 8-65 野村 真悟	令和8年(2 026年)2 月1日	435220 0580	指定児童発達 支援

**熊本県告示第122号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
グループホーム 郷有限会社 熊本市北区植木 町宮原177番 地	たんぽぽ 熊本市北区植木 町宮原177番 地	432100025	令和8年(20 26年)2月1 日	認知症対応 型共同生活 介護

**熊本県告示第123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)2月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般国道	218号	上益城郡山都町城平字原 633番1地先から 同所 660番地先まで	前	22.1 ～ 32.7	20.3	廃道処分
			後	17.2 ～ 32.7	20.3	

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)2月6日

**熊本県告示第124号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)2月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字牧ノ平 4004番4地先から	前	11.8 ～ 15.0	26.6	災害復旧事業
		同所 4006番1地先まで	後	11.8 ～ 15.2	26.6	

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)2月6日

**公 告****熊本県公告第73号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

登録番号	生産事業者の氏名又は名称 及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県八代 第1620号	鶴山 政人 八代市高小原町1896番地	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名又は名称 及び住所に同じ
熊本県八代 第1621号	やつしろの山づくり推進協議会 会長 黒木 信夫 八代市松江城町1-25	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名又は名称 及び住所に同じ
熊本県玉名 第331号	宮本 智裕 玉名市山田540番地18	幼苗の育成	生産事業者の氏名又は名称 及び住所に同じ

**熊本県公告第74号**

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定したいので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告された指定案について、当該公告の日から起算して14日内に知事に意見書を提出することができる。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

## 1 植物 (1種)

科名	種名		指定の理由
	和名	学名	
アブラナ科	ヒロハコソロンソウ	<i>Cardamine appendiculata</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

## 熊本県公告第75号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第7項の規定により、次の県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定を解除したいので公告する。

なお、利害関係人は、公告された指定の解除案について、当該公告の日から起算して14日以内に知事に意見書を提出することができる。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県知事 木村 敬

## 1 植物 (1種)

科名	種名		解除の理由
	和名	学名	
マンサク科	トキワマンサク	<i>Loropetalum chinense</i>	中国から導入された個体であるとの研究結果を受けて、環境省・熊本県のレッドリストから削除されたため。

## 熊本県公告第76号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県知事 木村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1419号	混合有機質肥料	混合有機質肥料5号	窒素全量：11.0 りん酸全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	令和14年(2032年)2月14日

## 熊本県公告第77号

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県知事 木村 敬

## 1 日時

令和8年（2026年）2月25日（水）午後6時30分から  
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。

## 2 場所

大津町大字引水62 大津町生涯学習センター（文化ホール）

## 3 意見を求める都市計画の原案

大津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（原案）のとおり（当該原案の添付は省略し、令和8年（2026年）2月6日（金）から令和8年（2026年）2月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部土木部技術管理課及び大津町都市計画課において閲覧に供する。）

## 4 公述の申出について

大津都市計画区域に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。

## (1) 持参により提出する場合

令和8年（2026年）2月20日（金）午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部土木部技術管理課又は大津町都市整備課に提出すること。

## (2) 郵送又は電子メールにより提出する場合

令和8年（2026年）2月20日（金）午後5時15分必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。

〒862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

## 5 公述人の選定について

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときはその他の公聴会の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

## 6 傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。

## 7 公聴会に関する問合せ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課 電話：096-333-2520  
FAX：096-387-1152

（別記様式）

令和8年（2026年）月 日

熊本県知事 木村 敬 様

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

公述申出書

私は、令和8年2月25日に開催される大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及びその理由（別紙可）

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

※ 記載内容（住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由）に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

規定により益城台地中土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量・出来形確認測量)	令和6年(2024年) 5月17日から 令和7年(2025年) 12月31日まで	益城町大字古閑字横道、字豊之内、字宅地の各一部、大字広崎字立古閑、字六本木の各一部及び大字福富字横道の一部

### 熊本県公告第79号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(河川深浅測量、マルチビーム測深)	令和7年(2025年) 8月1日から 令和7年(2025年) 12月26日まで	熊本市南区 海路口町、川口町、美登里町、中無田町、野田町、富合町、元三町、御幸木部町 熊本市東区 画岡町 上益城郡 嘉島町 宇土市 住吉町、網津町、笹原町、新開町、走潟町、恵塚町、馬之瀬町

### 熊本県公告第80号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

#### 1 都市計画の種類

熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本都市計画区域の全域

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、県央広域本部土木部技術管理課、県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、合志市都市建設部都市計画課、菊陽町都市整備部都市計画課、嘉島町都市計画課及び益城町都市計画課

#### 4 縦覧期間

令和8年(2026年)2月6日(金)から令和8年(2026年)2月20日(金)まで(行政機関の休日を除く。)

### 熊本県公告第81号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について、熊本県に意見書を提出することができる。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

#### 1 都市計画の種類

熊本都市計画区域区分

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

## 市街化区域に編入する区域

合志市大字須屋字拾八町、字袖山、字新開、字七ツ石、字宗玄野、字狐平の各一部

合志市大字須屋字群窪、字過怠松、字みずき台、同栄字南沖及び字西沖の各一部

合志市大字豊岡字須屋久保、字笛原及び字大摩原の各一部

合志市大字豊岡字嘉一米及び字拾八町の各一部

合志市大字豊岡字町上、同大字幾久富字池尻及び字八丁谷の各一部

菊陽町大字原水字八町、字下八町、字上前通、字北畠、字北受、字新町、字町下、

字北下原、字上中野、字南下原、大字津久礼字上沖野、字久保及び字駄飼代の各一部

嘉島町大字上島字蔵園、字町下、字北屋敷、字長池及び字東塘添の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、県央広域本部土木部技術管理課、県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、合志市都市建設部都市計画課、菊陽町都市整備部都市計画課、嘉島町都市計画課及び益城町都市計画課

## 4 縦覧期間

令和8年(2026年)2月6日(金)から令和8年(2026年)2月20日(金)まで(行政機関の休日を除く。)

**熊本県公告第82号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市竹迫字祭典72番1及び同72番3

3,409.66平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市南区馬渡二丁目12番35号

株式会社シアーズホーム

**熊本県公告第83号**

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第2項の規定により、長洲港港湾隣接地域の変更に関する公聴会を、次のとおり開催する。

令和8年(2026年)2月6日

長洲港港湾管理者 熊本県  
代表者 熊本県知事 木村 敬

## 1 日時

令和8年(2026年)2月27日(金)午後7時から

ただし、公述の申出がない場合は開催しない。

## 2 場所

玉名郡長洲町長洲2772番2 長洲町中央公民館

## 3 港湾隣接地域の範囲を変更して指定しようとする地域

長洲港港湾隣接地域

## 4 港湾隣接地域の指定の変更の内容

昭和39年6月23日熊本県告示第403号で指定した長洲港港湾隣接地域の範囲を次のとおり変更する。

なお、当該変更に係る関係図面の添付は省略し、令和8年(2026年)2月6日(金)から令和8年(2026年)2月26日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)熊本県土木部河川港湾局港湾課、県北広域本部玉名地域振興局土木部工務課及び長洲町役場建設課において閲覧に供する。

## (1) 長洲港(下磯地区)港湾隣接地域として指定する範囲

次の点1号から点32号までを順次直線で結んだ線と水際線により囲まれた区域並びに点33号から点57号までを順次直線で結んだ線と水際線により囲まれた区域

点1号 基点(四等三角点:長洲小学校 北緯32度55分54秒5408、東経130度26分47秒0539)から325度47分04秒1,391.16メートルの点

点2号 点1号から 41度30分26秒 5.36メートルの点

点3号 点2号から 164度29分29秒 13.23メートルの点

点4号 点3号から 164度49分03秒 185.27メートルの点

点5号 点4号から 165度19分30秒 41.23メートルの点

点6号 点5号から 166度15分29秒 45.33メートルの点

点7号 点6号から 159度29分28秒 7.32メートルの点

点8号 点7号から 162度05分20秒 7.59メートルの点

点9号 点8号から 163度14分59秒 20.24メートルの点

点10号 点9号から 168度30分01秒 20.34メートルの点

点1 1号	点1 0号から	1 6 7 度 2 7 分 2 9 秒	2 7 . 7 6 メートルの点
点1 2号	点1 1号から	1 6 7 度 2 2 分 3 3 秒	1 3 . 6 1 メートルの点
点1 3号	点1 2号から	1 6 7 度 2 5 分 2 7 秒	2 8 . 2 9 メートルの点
点1 4号	点1 3号から	1 6 7 度 0 7 分 4 6 秒	1 9 . 0 4 メートルの点
点1 5号	点1 4号から	1 6 7 度 1 1 分 5 5 秒	6 1 . 7 9 メートルの点
点1 6号	点1 5号から	1 6 6 度 3 6 分 5 4 秒	8 . 8 3 メートルの点
点1 7号	点1 6号から	1 6 7 度 2 1 分 4 5 秒	1 8 . 1 8 メートルの点
点1 8号	点1 7号から	1 6 7 度 4 2 分 2 7 秒	1 6 . 5 3 メートルの点
点1 9号	点1 8号から	1 6 8 度 2 2 分 1 1 秒	3 3 . 6 7 メートルの点
点2 0号	点1 9号から	1 6 9 度 1 7 分 1 4 秒	4 6 . 6 0 メートルの点
点2 1号	点2 0号から	1 7 0 度 5 2 分 4 4 秒	8 . 5 1 メートルの点
点2 2号	点2 1号から	1 7 0 度 5 5 分 2 7 秒	3 7 . 1 7 メートルの点
点2 3号	点2 2号から	1 7 1 度 5 3 分 4 6 秒	2 1 . 6 8 メートルの点
点2 4号	点2 3号から	1 7 1 度 5 4 分 1 5 秒	2 3 . 2 0 メートルの点
点2 5号	点2 4号から	1 7 2 度 3 2 分 0 7 秒	2 0 . 1 9 メートルの点
点2 6号	点2 5号から	1 7 2 度 3 0 分 4 2 秒	3 6 . 8 1 メートルの点
点2 7号	点2 6号から	1 7 2 度 1 2 分 3 5 秒	3 7 . 2 8 メートルの点
点2 8号	点2 7号から	1 7 2 度 2 5 分 2 1 秒	8 1 . 3 9 メートルの点
点2 9号	点2 8号から	1 7 2 度 5 1 分 2 9 秒	2 0 . 9 1 メートルの点
点3 0号	点2 9号から	1 7 3 度 3 3 分 2 0 秒	5 6 . 0 5 メートルの点
点3 1号	点3 0号から	1 7 6 度 3 2 分 5 4 秒	7 . 6 6 メートルの点
点3 2号	点3 1号から	2 6 4 度 2 5 分 3 4 秒	5 . 2 9 メートルの点
点3 3号	基点 (四等三角点 : 長洲小学校)	北緯 3 2 度 5 5 分 5 4 秒 5 4 0 8 、 東 経 1 3 0 度 2 6 分 4 7 秒 0 5 3 9 ) から	度 5 5 分 5 4 秒 5 4 0 8 、 東 緯 3 2 度 5 5 分 5 4 秒 5 4 0 8 、 東 経 1 3 0 度 2 6 分 4 7 秒 0 5 3 9 ) から

10メートルの点

点3 4号	点3 3号から	8 5 度 2 9 分 1 2 秒	4 . 1 4 メートルの点
点3 5号	点3 4号から	1 7 4 度 2 4 分 1 0 秒	2 2 . 3 1 メートルの点
点3 6号	点3 5号から	1 6 5 度 5 8 分 3 0 秒	1 . 2 2 メートルの点
点3 7号	点3 6号から	1 7 5 度 2 4 分 5 1 秒	7 . 9 8 メートルの点
点3 8号	点3 7号から	1 7 5 度 2 1 分 0 6 秒	1 1 . 0 1 メートルの点
点3 9号	点3 8号から	1 7 7 度 5 0 分 5 2 秒	1 2 . 0 1 メートルの点
点4 0号	点3 9号から	1 7 9 度 1 8 分 2 5 秒	5 . 1 3 メートルの点
点4 1号	点4 0号から	1 8 1 度 2 0 分 4 5 秒	3 . 4 1 メートルの点
点4 2号	点4 1号から	1 8 5 度 2 2 分 5 4 秒	9 . 0 8 メートルの点
点4 3号	点4 2号から	1 8 7 度 3 3 分 4 6 秒	6 . 4 0 メートルの点
点4 4号	点4 3号から	1 9 2 度 5 2 分 5 5 秒	9 . 6 4 メートルの点
点4 5号	点4 4号から	1 9 0 度 0 6 分 5 5 秒	4 . 1 3 メートルの点
点4 6号	点4 5号から	1 3 4 度 0 8 分 5 2 秒	1 0 . 4 9 メートルの点
点4 7号	点4 6号から	1 4 8 度 2 3 分 2 9 秒	1 5 . 4 2 メートルの点
点4 8号	点4 7号から	5 8 度 5 0 分 1 7 秒	1 3 . 6 0 メートルの点
点4 9号	点4 8号から	6 4 度 5 4 分 3 8 秒	5 3 . 0 5 メートルの点
点5 0号	点4 9号から	7 1 度 4 5 分 3 1 秒	4 4 . 2 6 メートルの点
点5 1号	点5 0号から	7 0 度 0 4 分 0 4 秒	1 3 . 6 4 メートルの点
点5 2号	点5 1号から	9 7 度 0 4 分 3 8 秒	5 9 . 2 0 メートルの点
点5 3号	点5 2号から	1 0 7 度 2 9 分 0 9 秒	2 2 . 9 1 メートルの点
点5 4号	点5 3号から	6 7 度 4 6 分 0 6 秒	4 4 . 2 9 メートルの点
点5 5号	点5 4号から	6 7 度 0 7 分 2 9 秒	2 2 . 7 6 メートルの点
点5 6号	点5 5号から	7 3 度 4 0 分 1 2 秒	4 . 9 7 メートルの点
点5 7号	点5 6号から	1 7 0 度 1 6 分 1 2 秒	

(2) 長洲港 (港地区) 港湾隣接地域として指定する範囲 次の点1号から点8号までを順次直線で結んだ線と水際線により囲まれた区域

点1 1号	基点 (四等三角点 : 長洲小学校)	北緯 3 2 度 5 5 分 5 4 秒 5 4 0 8 、 東 経 1 3 0 度 2 6 1 度 1 7 分 1 8 秒 2 8 5 .
----------	--------------------	---

9 6 メートルの点

点2 1号	点1 号から	1 7 0 度 1 5 分 5 5 秒	9 . 2 3 メートルの点
点3 2号	点2 号から	2 5 7 度 4 0 分 3 5 秒	3 0 . 7 5 メートルの点
点4 3号	点3 号から	2 4 4 度 2 9 分 3 2 秒	1 3 . 6 7 メートルの点
点5 4号	点4 号から	2 0 6 度 3 9 分 5 9 秒	5 2 . 6 3 メートルの点
点6 5号	点5 号から	2 6 6 度 2 9 分 3 2 秒	6 0 . 5 6 メートルの点
点7 6号	点6 号から	2 8 7 度 4 1 分 1 0 秒	2 0 . 0 5 メートルの点
点8 7号	点7 号から	9 度 2 2 分 5 5 秒	4 . 7 6 メートルの点

(3) 長洲港 (西の塘地区) 港湾隣接地域として指定する範囲 次の点1号から点17号までを順次直線で結んだ線と水際線により囲まれた区域

点1 1号	基点 (2級基準点 : (長) 基II-2)	北緯 3 2 度 5 5 分 0 8 秒 1 7 0 6 .
----------	------------------------	--------------------------------

東経 1 3 0 度 2 7 分 5 2 秒 9 3 5 1 ) から

3 3 メートルの点

点2 1号	点1 号から	3 5 5 度 1 6 分 0 3 秒	1 1 . 0 0 メートルの点
点3 2号	点2 号から	7 4 度 2 9 分 2 8 秒	1 0 5 . 5 0 メートルの点

点4号	点3号から	1 5 7 度 1 0 分 2 5 秒	1 5 . 0 0 メートルの点
点5号	点4号から	6 7 度 0 9 分 2 3 秒	1 0 . 0 0 メートルの点
点6号	点5号から	3 3 7 度 1 0 分 2 5 秒	1 5 . 0 0 メートルの点
点7号	点6号から	6 7 度 1 0 分 2 5 秒	8 . 0 0 メートルの点
点8号	点7号から	1 2 9 度 4 9 分 3 5 秒	1 3 7 . 5 0 メートルの点
点9号	点8号から	1 8 2 度 1 1 分 4 9 秒	1 7 9 . 0 0 メートルの点
点10号	点9号から	1 6 9 度 2 6 分 4 9 秒	4 7 . 0 0 メートルの点
点11号	点10号から	1 5 6 度 5 5 分 3 7 秒	7 0 . 0 0 メートルの点
点12号	点11号から	1 8 2 度 0 5 分 0 5 秒	5 8 . 5 0 メートルの点
点13号	点12号から	2 1 9 度 5 0 分 3 9 秒	2 8 5 . 0 0 メートルの点
点14号	点13号から	1 2 9 度 5 0 分 4 0 秒	2 5 0 . 0 0 メートルの点
点15号	点14号から	3 9 度 5 0 分 4 0 秒	1 0 . 0 0 メートルの点
点16号	点15号から	1 2 9 度 5 0 分 4 0 秒	6 8 . 0 0 メートルの点
点17号	点16号から	2 2 0 度 4 1 分 2 2 秒	1 7 . 5 0 メートルの点
(4)	長洲港(名石浜地区)港湾隣接地域として指定する範囲		
	次の点1号から点17号までを順次直線で結んだ線と水際線により囲まれた区域		
点1号	基点(2級基準点:(長)基II-8)	北緯32度54分32秒465 4、東経130度28分20秒1401)	から143度31分10秒5 11.80mの点
点2号	点1号から	3 0 9 度 2 0 分 4 2 秒	7 . 6 0 m の点
点3号	点2号から	2 1 9 度 5 1 分 2 5 秒	6 7 3 . 0 0 m の点
点4号	点3号から	3 0 9 度 5 1 分 3 5 秒	5 9 0 . 0 0 m の点
点5号	点4号から	3 8 度 3 5 分 1 5 秒	3 . 5 5 m の点
点6号	点5号から	3 0 9 度 5 1 分 3 0 秒	3 6 . 5 5 m の点
点7号	点6号から	2 6 4 度 4 6 分 2 8 秒	2 . 2 6 m の点
点8号	点7号から	3 0 9 度 5 0 分 5 2 秒	1 8 . 4 0 m の点
点9号	点8号から	2 6 4 度 4 6 分 2 8 秒	4 . 3 4 m の点
点10号	点9号から	3 0 9 度 5 4 分 1 0 秒	1 0 . 4 6 m の点
点11号	点10号から	2 1 9 度 4 9 分 0 7 秒	4 2 0 . 0 0 m の点
点12号	点11号から	3 0 9 度 5 2 分 2 0 秒	2 5 0 . 5 0 m の点
点13号	点12号から	4 0 度 1 3 分 4 9 秒	4 . 0 0 m の点
点14号	点13号から	3 0 9 度 5 2 分 2 0 秒	2 5 . 0 0 m の点
点15号	点14号から	2 1 9 度 3 0 分 5 1 秒	4 . 0 0 m の点
点16号	点15号から	3 0 9 度 5 2 分 2 0 秒	3 7 5 . 5 0 m の点
点17号	点16号から	2 2 0 度 0 2 分 4 5 秒	8 . 9 0 m の点
5	公述の申出について		
	公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書(別記様式)に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。		
(1)	持参により提出する場合		
	令和8年(2026年)2月20日(金)午後5時15分までに熊本県土木部河川港湾局港湾課、県北広域本部玉名地域振興局土木部工務課又は長洲町役場建設課に提出すること。		
(2)	郵送又は電子メールにより提出する場合		
	令和8年(2026年)2月20日(金)午後5時15分必着で、熊本県土木部河川港湾局港湾課まで提出すること。 〒862-8570熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 e-mail:kouwan@pref.kumamoto.lg.jp		
6	公述人の選定について		
	公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるとき、その他公聴会の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限するときがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。		
	なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。		
7	傍聴について		
	公聴会は、原則として自由に傍聴できる。		
8	公聴会に関する問い合わせ先		
	熊本県土木部河川港湾局港湾課 電話: 096-333-2516 (別記様式)		

令和8年(2026年)2月6日

熊本県知事 木村 敬 様

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

## 公述申出書

私は、令和8年2月27日に開催される長洲港港湾隣接地域の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由（別紙可）

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

※ 記載内容（住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由）に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

## 登載依頼

## 熊本・上益城地域保健医療推進協議会公告第1号

令和7年度（2025年度）熊本・上益城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和8年（2026年）2月6日

熊本・上益城地域保健医療推進協議会

1 開催日時

令和8年（2026年）2月13日（金）午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市中央区大江5丁目1番1号  
ウェルパルくまもと 1階大会議室

3 議題

(1) 第1部：【合同会議】熊本・上益城地域合同会議

- ・第8次熊本・上益城地域保健医療計画の中間評価について
- ・第8次熊本・上益城地域保健医療計画における共通項目の令和7年度進捗について

(2) 第2部：【分科会】熊本地域分科会及び上益城地域分科会

- ※各地域に分かれて協議を行う予定。
- ・第8次熊本・上益城地域保健医療計画における各地域の令和7年度進捗について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手續は、先着順で行き、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

上益城郡御船町辺田見396-1

熊本・上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課内）

(電話 096-282-0016)

**熊本県国土利用計画審議会公告第1号**

熊本県国土利用計画審議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年(2026年)2月6日

熊本県国土利用計画審議会

## 1 開催日時

令和8年(2026年)2月13日(金)午後1時30分から午後3時00分(予定)まで

## 2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
県庁行政棟本館5階 審議会室

## 3 議事

- (1) 熊本県土地利用基本計画(計画図)の変更について(農業地域の縮小等)
- (2) その他

## 4 傍聴者の定員

5人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順でを行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県国土利用計画審議会事務局  
(熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課)  
電話 096-333-2135